

福祉サービス第三者評価の結果

令和4年2月21日提出（評価機関→推進委員会）



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	青森県立子ども自立センターみらい	種別	児童自立支援施設		
代表者氏名 (管理者)	所長 岩田 安弘	開設 年月日	昭和23年4月1日		
設置主体 (法人名称)	青森県	定員	(暫定) 12名	利用人数	9名
所在地	〒030-0134 青森県青森市大字合子沢字松森265				
連絡先電話	017-738-2043	FAX番号	017-738-2046		
ホームページアドレス	http://www.pref.aomori.lg.jp./soshiki/kenko/mirai/2008-0626-1036-418.html				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	受審履歴			
	3回	平成24年度、平成27年度、平成30年度			

(2) 基本情報 ※必要に応じて写真等追加可能

理念・基本方針	<p><施設運営理念></p> <ol style="list-style-type: none"> 子どもたちが安心して生活できる施設にします。 職員が、安心して働くことができる施設にします。 いっしょに、安心して学び合う施設にします。 <p><施設運営基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 集団における人間関係を通して、大切にされる体験を積み重ね、規則的な日常生活の心地よさを体得させます。 日課や行事等あらゆる生活活動場面の中で、すべての職員によって、一般常識や生活技術、社会生活や学校生活上必要な人格形成、対人関係の作り方などを習得させます。 自己生活活動面と社会生活活動面、問題行動面について、客観的な個別評価を定期的に行い、達成目標をいっしょに考えながら、子どもの成長に見合った支援をします。 職員は、子どもにとって最良の支援を行うために、常に自己研鑽に努め、資質や専門性を向上させます。 				
	サービス内容（事業内容）		施設の主な行事		
	自立支援活動、生活指導、作業指導、クラブ活動、選択教科活動、学習指導		入学式、清掃活動、修学旅行、炊事遠足、東北・北海道野球大会、水泳教室、意見発表会、柔道大会、臨海学校、写生会、運動会、文化祭（作品展・学芸会・模擬店）、クリスマス会、アルペンスキー教室・スキー大会、卒業式、卒業を祝う会、誕生会等		

その他特徴的な取組

当施設は、明治42年に県立感化院新城学園として創設され、その後、少年救護法施行に伴い「少年救護院」となり、児童福祉法施行に伴い「救護院」に変わり、平成9年の児童福祉法改正に伴って、「児童自立支援施設」として「青森県立子ども自立センターみらい」へと名称が変更され、現在に至っています。

また、平成11年に「青森市立横内小中学校合子沢分教室」が併設されたことにより、教師と施設職員の十分な連携と情報共有、子どもに寄り添うことを基本として、きめ細やかな支援が実践されていることが特徴です。さらに、毎年度実施している「自己評価」の結果を真摯に受け止め、「第三者評価結果等改善委員会」を設置し、課題解決や改善策の検討など、支援の質の向上について、前向きに取り組んでいます。

本館概要	寮舎概要（あかしや寮・からまつ寮・しらかば寮）
1階：所長室、職員室、事務室、分教室職員室、医務室、ロッカー室、トイレ、面談室、物品庫、パソコン室、会議室、データ室、音楽室、物置、湯沸室、体育館等 2階：教材室、美術室、理科室、教室5、トイレ、物置	児童居室10、指導室3、浴室2、洗面所2、物品庫1、静養室2、リフレッシュルーム1、乾燥室2、洗濯室、食品庫、機械室、下足室、自習室、リネン室、医務室、調理室、食堂、休憩室、トイレ、ホール等

職員の配置

職 種	人 数				職 種				
所長	1	常勤	0	非常勤	技能技師（調理員）	3	常勤	0	非常勤
総括主幹（総務課長事務取扱）	1	常勤	0	非常勤	非常勤技能員（調理補助）	0	常勤	1	非常勤
指導課長	1	常勤	0	非常勤	技能技師（運転技能員）	1	常勤	0	非常勤
主幹	4	常勤	0	非常勤	児童自立支援施設労務員	0	常勤	1	非常勤
主幹専門員	1	常勤	0	非常勤	講師	0	常勤	1	非常勤
主査	2	常勤	0	非常勤	嘱託医	0	常勤	2	非常勤
主任専門員	2	常勤	0	非常勤	業務当直員	0	常勤	12	非常勤
主事	7	常勤	0	非常勤	非常勤労務員	0	常勤	1	非常勤
専門員	0	常勤	1	非常勤	非常勤事務員	0	常勤	1	非常勤

2 評価結果総評

◎特に評価の高い点

- 1 理念や基本方針の実現に向けて、ビジョン、中・長期計画を策定しています。
また、単年度計画も、職員が参画し見直しを図るなど、適切な策定・周知が行われています。
- 2 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行うために、自己評価実施委員会及び改善委員会を設置しています。
- 3 分教室を併設し、緊密な連携のもとで児童に学校教育を保障しています。

◎改善を求められる点

- 1 プライバシー保護、熱中症対策、近年の入所児童の傾向等から、居室の個室化、エアコンの設置等、生活・学習空間の整備が求められます。
- 2 必要な福祉人材の確保・定着等が求められます。
また、必要な人材等を確保した上で、高校生以上の受入れについても期待します。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

総評中高い評価をいただいた点については、レベルの維持と更なる向上を目指したいと考えます。
総評中「改善を求められる点」につきましては、数年後に建物全体の方針が定められることから、人員の増や建物の改修の方向性に当施設の意見を反映させる努力を行って参ります。
個別の項目についていただいた提案事項については、自立支援施設としての特性と入所児童の特性や人員配置、財政状況を勘案し、実現可能なものから改善して参ります。

評価機関	名 称	公益社団法人 青森県社会福祉士会
	所 在 地	青森市中央3丁目20-30
	事業所との契約日	令和3年9月1日
	評価実施期間	令和4年1月24日
	事業所への 調査結果の報告	令和4年2月8日

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設運営理念・施設運営基本方針は、ホームページ、入所者用の「しおり」、施設パンフレット、業務概要に記載されているほか、施設内の複数箇所に掲示されています。</p> <p>また、それらについて、児童、保護者等には、入所時に「しおり」を使用して説明し、職員には、初任者研修、職員会議時に周知を図っています。</p> <p>今後は、施設運営理念・施設運営基本方針が、地域住民にも広く周知されるような取組に期待します。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>全国児童自立支援協議会、東北北海道地区児童自立支援協議会に加盟し、協議会主催の会議、研修会に出席することで、社会福祉事業全体の動向について把握するよう努めています。</p> <p>また、県、施設が所在する合子沢町会、更生保護団体等とも連携し、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータの収集を図っているほか、各種機関誌等も参考にしています。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>経営課題を明確にするために、把握した情報やデータの分析結果を「青森県立子ども自立センターみらい中・長期計画」（以下、「中・長期計画」という。）に盛り込んでいます。</p> <p>また、「青森県立子ども自立センターの現状と課題」を作成し、課題を文書化した上で、あり方検討会も開催しています。</p> <p>しかし、人事・予算が関わる案件については、一定の成果を生むことが難しいようです。</p> <p>児童と職員が、いっしょに安心して学び合うために、課題を解決できることが望まれます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針の実現に向けて、県主管課とともにビジョンを策定しているほか、それらの実現に向けて、中・長期計画も策定しています。</p> <p>しかし、予算などの兼ね合いもあり、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容に至らない事項もあるようです。</p> <p>一方で、所長を始め、幹部職員が中核となり、中・長期計画の目標を達成しようとする真摯な姿勢が見受けられますので、引き続き、課題の解決に向けて前進できるよう期待します。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、年度当初に職員参画の下、策定されています。</p> <p>また、ホームページにも公表されている「業務概要」に、単年度の事業計画、前年度の振り返り、統計資料等を掲載しています。</p> <p>その内容は、当該年度の基本方針を定めるとともに、各担当職員が、児童の自立支援の目的を明確にしつつ、自立支援活動、学習指導、作業指導、課題活動等広範にわたっています。</p> <p>しかし、前述のように、中・長期計画を踏まえた単年度計画の目標の達成が難しい事項もあるようです。</p> <p>そこで、一歩ずつでも目標・課題が達成・解決できるよう期待します。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、起案による合議形式で職員参画の下策定され、4月の職員会議で周知されています。</p> <p>また、策定された事業や行事の実施に当たって、各寮の担当者会議、幹部職員の連絡会議、職員会議で事前協議が行われ、内容について確認・検討をしています。</p> <p>さらに、実施後の課題についても話し合わせ、次期計画につなげていることが確認できました。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、入所時に児童・保護者へ「しおり」を用いて説明しています。</p> <p>また、児童には、毎月、寮の話し合いにおいても周知を図っています。</p> <p>しかし、保護者には、内容の一部の説明にとどまっているようです。</p> <p>そこで、保護者への周知方法について、検討してみたいかがでしょうか。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>前回の福祉サービス第三者評価受審後、改善委員会及び自己評価実施委員会を設置し、評価の分析、検討、改善を図っています。</p> <p>また、児童の学習面では、分教室と連携を密にし、支援の質の向上に努めています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c

＜コメント＞

自己評価実施委員会及び改善委員会を設置し、評価の分析、検討、改善を図っています。
また、毎月の職員会議等で綱紀粛正、法令遵守、服務規律の徹底や児童の安全確保、被措置児童等の虐待防止等、組織として必要な事項について説明・指示をしています。
さらに、各種会議、研修等の概要を職員会議等で伝達し共有するとともに、注意喚起、意識醸成も図っています。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1)	施設長の責任が明確にされている。	
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 所長は、施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしているほか、自らの役割と責任についても事務分担表、危機管理対策要綱等に文書化し、周知を図っています。 しかし、施設内の広報誌に掲載するなど、児童・保護者に対しての周知までには至っていないようです。 そこで、児童・保護者、関係機関等に向けて、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明することを検討してはいかがでしょうか。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ・b・c
＜コメント＞ 所長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、取引事業者との適正な関係を保持しています。 また、職員に対しては、遵守すべき法令等を周知するための研修も行われています。		
Ⅱ-1-(2)	施設長のリーダーシップが発揮されている。	
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a ・b・c
＜コメント＞ 所長は、勤務時の職員朝会を通じて、施設内の状況を把握しています。 また、児童の状態などを観察しながら、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示するなど、指導力を発揮しています。 さらに、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画しています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a ・b・c
＜コメント＞ 所長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画しています。 また、施設運営に当たっては内部努力を行いながら、財務、人事等について、県本庁に折衝、要望等行っています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立しています。		

<p>また、計画にもとづいた福祉人材の育成も実施されています。</p> <p>しかし、人事については、県全体の異動が考慮されるため、要望どおりの実現は難しいようです。</p> <p>必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な考え方は確立しているようですから、方針に沿った人材を確保できることが望まれます。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>事務職・福祉職統一の人事基準が運用されているほか、人事評価実施マニュアルも整備され、能力評価・業績評価が行われています。</p> <p>また、県では「青森県が求める人材」を明示していますが、施設の理念・基本方針にもとづいた青森県立子ども自立センターみらい独自の「期待する職員像等」の明確化には至っていないようです。</p> <p>「福祉職」としての採用も行われていますので、「期待する職員像等」を明確にし、職員が将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みの構築が望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>職員の有給休暇の取得状況は、概ね四半期ごとに、時間外労働は、毎月確認されています。</p> <p>また、職員の就業状況や意向を把握するために、定期的な面談も行われています。</p> <p>しかし、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組の実施までには、少し時間を要するようです。</p> <p>職員の意向等も踏まえた施設の魅力を高める取組や、働きやすい職場づくりに関する一層の取組に期待します。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>研修受講履歴などが記載された研修カードを作成し、職員の資質や職務執行能力の向上を図っています。</p> <p>また、人事評価制度も整備し、人事評価実施マニュアルに沿った運用がされているほか、必要に応じて、所長、課長が随時面談を行っています。</p> <p>本項目では、前提として「期待する職員像」や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされていることとしています。</p> <p>そこで、職員一人ひとりが、よりモチベーションを高めながら、個々に設定した目標に取り組めるような環境の構築に期待します。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、配置状況、研修受講履歴等を考慮して、職員研修管理要領にもとづき計画的に研修を受講することができます。</p> <p>また、受講した内容は、伝達研修として職員会議で発表するほか、復命書の呈覧により関係職員に周知されています。</p> <p>さらに、中・長期計画においても、「人材育成」の項目を設け、職員の資質や専門性の向上についての考え方を明記しています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>研修受講履歴などが記載された研修カードを作成し、職員ごとに習熟度を把握・管理しています。</p> <p>また、交代制の勤務であるため、全ての職員に希望どおりの研修の機会を確保することはできませんが、勤務調整し可能な限り受講できるよう配慮しています。</p>		

さらに、国立児童自立支援施設が企画するスーパービジョン研修を受講する機会も確保されているほか、寮長や中堅職員によるスーパービジョンも機能しています。		
II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>実習生受入事務取扱要綱が整備され運用されています。</p> <p>しかしながら、実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化、専門職種の特性に配慮したプログラムの用意、指導者に対する研修の実施には、至っていないようです。</p> <p>そこで、可能なものから取り組むとともに、受入れについての連絡窓口、保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目についても、追記するなどの検討をはいかがでしょうか。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ホームページを開設し、施設運営理念、施設運営基本方針、年間行事等を公開しています。</p> <p>また、業務概要も掲載されており、組織・職員について、児童処遇基本方針及び児童自立支援活動、前年度の主な実績等、ダウンロードできます。</p> <p>今後は、施設に対する地域、保護者等の理解を深めていくために、施設の存在意義、役割、活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布することを検討してはいかがでしょうか。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>県の機関であるため、財務については出納局・監査委員による監査を受けています。</p> <p>また、支出に当たっては、出納員は配置され、出納局の審査を受けています。</p> <p>決裁等については、専代決規程が運用されています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>令和3年度業務概要「児童処遇基本方針及び児童自立支援活動」に地域との交流についての考え方が記載されており、その考え方にもとづいた、ゴミ拾いボランティアなどを実施しています。</p> <p>また、町内会等に各種行事の案内を行い、地域交流を図るとともに、施設についての理解を得ようとする姿勢がうかがえます。</p> <p>今後は、新型コロナウイルス終息を見据えて、地域との関わり方について基本的な考え方深め、定型的でない個々の児童のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような試みに期待します。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れについて、ボランティア活動受入要領、留意事項等を整備しているほか、みらい・日蓮宗社会強化事業スポーツ交流実施要綱、学生ボランティア学習指導実施要領（弘前大学</p>		

教育学部の学生を対象)を策定しています。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的に原籍校、児童相談所と情報交換を行っているほか、心理短期治療施設、児童養護施設、児童相談所、県本庁との連絡会議に出席しています。</p> <p>また、各種行事の開催に当たっては、関係機関からの出席も要請しています。</p> <p>さらに、退所後の児童の生活の見立てにもとづいた、養育・支援の継続性を図るための関係機関・団体との連携、個々の児童の状況に対応できる社会資源などの情報についても、職員間で共有されています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>現在は、新型コロナウイルスの影響もあり疎遠になっていますが、以前は、施設見学の受入れや研修講師の要請があれば引き受けていました。</p> <p>今後は、地域の福祉ニーズ等を把握するために、例えば、地域の困りごとを議論するための運営委員会の開催、相談事業の活発化、地域の交流イベント時にアンケートを実施等、より主体的に動くことも検討してはいかがでしょうか。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>福祉ニーズ等にもとづいた活動も行うことを念頭に、地区民生委員協議会・地区防犯協会と連携しています。</p> <p>今後は、より主体的な地域の福祉ニーズ等を把握するための活動を通じて、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献できるよう期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設運営理念・施設運営基本方針に明示しているほか、倫理綱領、児童のプライバシー保護に関する要領、児童等からの意見・要望・提案に関する対応要領等を整備し、運用しています。</p> <p>また、外部研修への参加、子どもの権利擁護委員会設置要綱にもとづいた委員会の開催等、積極的な取組が行われています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護についての要領が整備され、職員への研修によりその理解が図られています。</p> <p>しかし、ハード面では、施設建築後40年が経過しており、全体的に老朽化が進んでいます。</p> <p>そこで、プライバシー保護、近年の入所児童の傾向等からも、居室の個室化、エアコンの設置等、生活・学習空間をより整備することが求められます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特徴等を紹介した資料(パンフレット等)を準備</p>		

<p>し、ホームページに掲載しているほか、県内の児童相談所、青森県家庭支援センター（青森市のアピオ内）に配布しています。</p> <p>また、児童が入所する際には、保護者にも、資料等を用いて説明を行っています。</p> <p>なお、入所の可能性がある児童には、すでに入所している児童に配慮しながら、見学にも応じています。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・ ⑥ ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>入所時に、児童、保護者に対して施設を案内するとともに、しおりやパンフレットを用いて、支援内容などについて説明をしています。</p> <p>また、施設運営に必要な診療情報の提供、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種については、同意文書が交わされています。</p> <p>なお、養育・支援の開始・過程における内容については、原則的に、措置の段階で児童・保護者から同意が得られています。</p> <p>今後は、意思決定が困難な保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られることを期待します。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	① ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>支援内容や措置変更は、児童相談所との協議後に行われています。</p> <p>また、家庭への移行等に当たっては、保護者・児童の了解を得た上で、事後指導事業実施要綱にもとづき、支援を継続しています。</p> <p>さらに、他施設等への措置変更があった場合には、児童相談所と連携し、措置変更先の求めに応じて、可能な限り引継ぎ等に係る対応をしています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・ ⑥ ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>毎月、児童との話し合いの場が設けられ、聴取した意見や要望については、要領・手順にもとづいて対応しています。</p> <p>また、アンケートの実施や、児童との日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めており、随時、相談できる体制が整っています。</p> <p>しかし、予算等の問題もあり、意見・要望の分析結果にもとづいた具体的な改善には至っていない内容もあるようです。</p> <p>具体的な改善に至るような取組や、定期的な保護者等の満足度調査の実施について、望まれます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・ ⑥ ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>苦情解決実施要綱を策定し、その実施内容の概略を業務概要に記載することで、ホームページ上で公表しています。</p> <p>また、苦情の解決を図るために委嘱された3名の第三者委員には、運動会、文化祭、卒業を祝う会等にも参加していただくなど、児童が苦情等を述べやすい環境の構築を図っています。</p> <p>今後は、保護者等が苦情をより申し出しやすい工夫（苦情記入カードの配布やアンケートを実施するなど）についても検討してはいかがでしょうか。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	① ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「児童等（保護者、又は家族も含む）からの意見、要望、提案に関する対応要領」を整備し、「意見、要望、提案に対する処理手順」にもとづいて対応しています。</p> <p>また、児童用のしおりに記載された相談方法についても、入所時に説明を行っています。</p>		

<p>児童等が意見や要望などがあるときには、相談しやすいように面談室、会議室、寮舎の空き部屋を利用できます。</p> <p>保護者は、施設のほかに児童相談所等関係機関をとおして意見や相談を述べることもできます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「児童等からの意見、要望、提案に関する対応要領」を整備し、「意見、要望、提案に対する処理手順」にもとづいて、適切に対応されています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>「危機対策管理要綱」を策定し危機事案ごとにマニュアルが整備されています。</p> <p>また、怪我等の事故発生時の対応については青森県の「社会福祉施設等における事故・不祥事案発生時の報告取扱要領」にもとづくことが示されています。</p> <p>施設独自の状況に合った対応方法の手順を定めるとともに、責任者や体制図が明示されていると良いでしょう。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「危機対策管理要綱」の中で感染症対策マニュアルが策定され、安全確保のための体制が整備されています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症発生時の「事業継続計画」も定められ、会議等により職員への周知が図られています。</p> <p>保健師を講師とした感染症対策についての研修も行われています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理対策要綱」の中で、災害発生時については「青森県災害時初動体制マニュアル」にもとづくことが示されています。</p> <p>また、消防計画が整備され、毎月の避難訓練と年2回の総合訓練を実施しています。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「生活指導要綱」として標準的な実施方法が文書化されています。</p> <p>また、「生活支援要綱」を始め、職員間で共有が必要な要綱・マニュアル等は「執務提要」としてまとめられ、全職員に配布されています。</p> <p>さらに、支援の実施内容は処遇会議の中で話し合うことで確認が行われています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「生活指導要綱」は、支援の過程で必要がある場合に随時見直しが行われています。</p> <p>また、その際には、職員の意見を反映させ、見直した内容についても共通理解が図られています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉑・b・c

<コメント>		
<p>「自立支援計画策定要領」が策定されており、計画策定の手順が明確となっています。</p> <p>また、アセスメントは毎月行われる児童の行動評価をもとに、寮担当者会議で行われています。</p> <p>自立支援計画は、アセスメント及び児童相談所からの援助指針をもとに作成し、指導課・総務課・分教室が参画する処遇会議に諮り決定しています。</p> <p>さらに、行動評価を作成する際は担当職員が児童との面接を行っており、意向把握の機会ともなっています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<コメント>		
<p>「自立支援計画策定要領」に評価・見直しについても示されており、3か月に1回実施されています。</p> <p>また、見直しが行われた計画は適切に児童相談所へ提出されています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉑・b・c
<コメント>		
<p>個々の記録は定められた様式があり、適切に記録が行われています。</p> <p>また、職員朝会における申し送りや都度の引継ぎ、パソコンのネットワークシステムの利用、文書の呈覧や掲示により情報共有が行われています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<コメント>		
<p>各記録は「青森県個人情報保護条例」と「青森県公文書管理要綱」にもとづき、適切に管理されています。</p> <p>また、個人情報保護、文書管理についての研修・教育も実施されています。</p>		

内容評価基準（27項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉠・c
<p><コメント></p> <p>「子どもの権利擁護委員会」が設置されており、職員に対するアンケートの実施や、委員会によるアンケート結果の検証、研修の開催といった取組が行われています。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>児童の行動制限等は「児童の懲戒に関する取扱要綱」にもとづき実施されています。</p> <p>また、重大な逸脱行為、違反行為があった場合に「個別支援日課」として行動制限を含む対応が行われることがあります。児童の自立を支援し、権利を擁護する目的を持っており、体罰を始めとした懲戒権の乱用を禁止しています。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・㉠・c
<p><コメント></p> <p>入所時に「青森県子ども自立センターみらいのしおり」を使用し、寮長から説明を行っています。</p> <p>また、児童相談所からも「子どもの権利ノート」の配布があり、説明が行われています。</p> <p>入所後も、日常の中で権利と責任について理解を促す取組が行われていますが、権利に関するよりわかりやすい説明の機会を検討してみたいかがでしょうか。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>不適切なかかわりの防止と早期発見のため、児童への対応は基本的に職員複数で行う体制となっています。</p> <p>また、不適切なかかわりの具体的事例を会議で周知する、随時所長から注意喚起を行うといった取組を行い、虐待防止に関する研修も実施しています。</p> <p>不適切なかかわりがあった場合の対応としては、「危機管理対策要綱」の中で、「被措置児童等虐待対応マニュアル」にもとづき対応することを明示しています。</p>		
A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・㉠・c
<p><コメント></p> <p>「児童との話し合い実施要領」にもとづき、月1回集団（寮）での話し合いの場が設けられています。</p> <p>また、行事の際も児童の意見が反映されています。分教室での委員会活動も、課題について主体的に考え活動する機会となっています。</p> <p>今後は、施設の性格や枠組みとの兼ね合いもありますが、可能な範囲で、児童が主体的に、日常生活をよりよく改善していく力を身に付けられるような取組を期待します。</p>		
A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>児童の生活改善が図られ、行動評価の段階が一定に達した時点で、児童相談所・家庭・原籍校等</p>		

と連携し、安定した生活を送ることができるような環境調整を含めた支援が行われています。		
A⑦	A-1-(4)-② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a・ ⑦ ・c
<p><コメント></p> <p>「事後指導事業実施要綱」にもとづき、退所後1年間程度の期間、電話・訪問によるフォローアップが行われています。</p> <p>今後は、フォローアップ期間が終了後も、退所者から相談があった場合等は記録を整備し、状況把握と継続的な支援を行える体制があるとなお良いでしょう。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	⑧ ・b・c
<p><コメント></p> <p>日常生活の中で、職員は児童に対して安心・安全な環境を提供し不安の解消を図るとともに、受容的・支持的かかわりを心がけています。</p> <p>また、児童と信頼関係を築くことができるよう、個別面談や寮での話し合い等により、子どもと向き合う姿勢を持つよう努めています。</p> <p>さらに、児童が互いの人格を尊重できることにつながるよう、児童同士で良いところをほめるといった取組も行っています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	⑨ ・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に「青森県子ども自立センターみらいのしおり」を使用し、安心・安全に生活するために施設で守るべきルールを説明しています。</p> <p>また、日常の中で日課やルールの意味や、それらを守ることによる自他に対するメリットを伝え、協調性・社会的ルールを尊重する気持ちを育てるよう努めています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	⑩ ・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には、これまでの加害行為について振り返りが行われています。特に性加害については、児童相談所の心理士によるプログラムや、施設内での性教育を実施しています。</p> <p>また、入所後も、「児童の懲戒に関する取扱要綱」にもとづき、児童が自分の行った行為と向き合えるよう働きかけ、再発回避に向けた取組を行っています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑪	A-2-(2)-① 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a・ ⑪ ・c
<p><コメント></p> <p>食事は児童の基本的な生活習慣の確立につながるよう、時間を決めて提供されています。</p> <p>また、栄養士による食育教育や、休日の調理体験等の実施にも取り組んでいます。</p> <p>今後は、より積極的に基本的な調理技術の習得や、食材買い出し、配膳や後片付け等自立を意識した活動の機会を作ることができればなお良いでしょう。</p>		
A⑫	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・ ⑫ ・c
<p><コメント></p> <p>食事は栄養管理やアレルギーに配慮し、嗜好調査により児童の好みを反映した献立となっています。</p> <p>また、誕生会メニューや行事食も準備されています。食事の時間は楽しい雰囲気を作りながらも、会話の節度に関しても重視されています。</p> <p>食堂は清潔に保たれていますが、テーブルの飾りつけ（花を飾る、ランチョンマットを使用</p>		

<p>する等)により、食事場をより家庭的な雰囲気を楽しめるよう取り組んではいかがでしょうか。</p>		
<p>A-2-(3) 日常生活等の支援</p>		
<p>A⑬</p>	<p>A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>衣類は施設で準備しており、入所時には寮で使用するジャージ、夏季・冬季それぞれに合った下着・衣類、ウインドブレーカーやベンチコート等を支給し、TPOに合わせた服装について助言等を行っています。</p> <p>また、清潔保持のため着替えの習慣が身に付くよう促すとともに、洗濯は児童が自分で行うことで衛生面の意識付けにつなげています。</p> <p>ボタン付けなど衣類の簡単な補修についても子どもが経験できる機会を作ることができればなお良いでしょう。</p>		
<p>A⑭</p>	<p>A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>共有スペースには、ソファやテレビが設置され、くつろげる空間となっています。</p> <p>また、疾病時に利用できるトイレ・浴室も備えた個室が整備されており、万一の感染症発生の際も速やかな対応が可能となっています。</p> <p>居室は、個室または2人部屋となっており、施設の性格、ハード面から制約がありますが、安全性、快適さ等配慮がされていました。</p> <p>プライバシー保護の面からは、居室入口や窓にカーテンを設置するなどの方法が考えられますが、安全管理との兼ね合いを考慮しながら検討されてはいかがでしょうか。</p>		
<p>A⑮</p>	<p>A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>スポーツ活動については野球、バドミントンを中心に、柔道、スキー、水泳、卓球等を実施しています。</p> <p>現在はコロナ禍のため行えていないものの、例年各県の児童自立支援施設による大会へも参加しています。</p> <p>スポーツ活動は児童がルールやチームワークを学び、達成感を得ることができる機会となっていますが、参加にあたって個々の意向がより尊重されるような環境の構築に期待します。</p>		
<p>A-2-(4) 健康管理</p>		
<p>A⑯</p>	<p>A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</p>	<p>㉔・b・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>嘱託医（内科、精神科）と連携して定期的なカンファレンスを実施し、児童一人ひとりの健康状態や発達状況を確認・把握しています。</p> <p>また、通院は付き添いを行い、児童が受診や服薬の必要性を理解できるよう対応しています。</p> <p>さらに、「感染症対策マニュアル」「食中毒対応マニュアル」が策定され、発生の防止に努めています。</p>		
<p>A⑰</p>	<p>A-2-(4)-② 身体健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。</p>	<p>a・㉔・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>体調管理のため朝夕の検温を日課とするほか、うがいや手洗い、洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、爪切り等の衛生面の習慣を身に付けられるよう促しています。</p> <p>今後は、児童が基本的な疾病やケガに関する知識・対処方法について学ぶ機会を設ける等の取組を検討してみてもいかがでしょうか。</p>		

A-2-(5) 性に関する教育		
A⑱	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>性に関する教育は、入所時に実施するとともに、計画にもとづいて月1回各寮で実施されています。</p> <p>また、全4回の内容を繰り返し実施することで、児童が正しい性知識を理解しやすいよう取り組んでいます。</p> <p>そこで、年齢に応じたカリキュラムの実施についても検討してはいかがでしょうか。</p>		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応		
A⑲	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように徹底している。	⑭ ・b・c
<p><コメント></p> <p>暴力、いじめは重大な規律違反であることを明示し、児童に説明を行なっています。</p> <p>また、発生した場合は「児童の懲戒に関する取扱要綱」にもとづき、行った児童の振り返りや行動制限により改善を図っています。</p> <p>さらに、普段から児童相互の関係性を把握し、小さなトラブルの段階で細やかに対応することで大きな問題に発展することを防いでいます。</p>		
A⑳	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	⑮ ・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に、児童の行動上の特性について職員間で情報共有が行われています。</p> <p>また、興奮や他害の危険性がある場合は他の児童と離し、必要に応じ「児童の懲戒に関する取扱要綱」にもとづいて対応しています。</p> <p>さらに、行動上の問題について、寮で対応策を話し合う場合はフローチャート作成等、ケースに応じてツールを用いるなどの取組も行われています。</p>		
A-2-(7) 心理的ケア		
A㉑	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	⑯ ・b・c
<p><コメント></p> <p>常勤の心理療法担当職員が配置され、心理的ケアが必要な子どもの心理面接・心理検査を実施しています。</p> <p>また、その結果は、寮担当職員へフィードバックされ、自立支援計画へも反映されています。</p> <p>さらに、児童の心理的特性に関する知識について、職員研修も実施されています。</p> <p>専門家（協力医）とのカンファレンスにより、助言を受けて対応に反映させることができる体制もできていました。</p>		
A-2-(8) 学校教育、学習支援等		
A㉒	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	⑰ ・b・c
<p><コメント></p> <p>分教室が設置され、学校教育も実施されています。</p> <p>施設と分教室は、毎朝の職員朝会、諸会議への参加、授業中に施設の職員が見守りを行う体制等、情報共有を行い、連携がよく図られています。</p>		
A㉓	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	⑱ ・b・c
<p><コメント></p> <p>分教室と連携し、情報提供や個々の学力等に応じた学習指導の依頼を受け、児童が施設で自習を行う場面等に反映させています。</p> <p>また、学習に必要な書籍や落ち着いて勉強できるスペースも準備されています。</p> <p>現在はコロナ禍のため中止していますが、弘前大学から学習ボランティアが定期的に来所し、学習面に限らず年の近い相談相手としての役割も担っています。</p>		

A ㉔	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>近年は児童の進路希望がほとんど高校進学であることや、高校生以上の入所受入れを行っていないこともあり、職場実習及び職場体験の実施はありません。</p> <p>作業支援については、施設内で職業指導員による農作業指導を実施しています。</p>		
A ㉕	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>中学卒業に向けた進路支援については、分教室と連携することで児童の目標を確認し、判断材料を提供しながら、保護者や児童相談所も交えて決定しています。</p> <p>中卒児・高校中退児への進路支援や、高校卒業に向けた進路支援については、現在は高校生以上の入所受入れを行っていないことから実施はありません。</p>		
A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		
A ㉖	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>親子関係再構築への取組は、児童相談所を主体に実施しています。</p> <p>また、施設としては、保護者との信頼関係の形成に努め、児童相談所と連携・協議し、面会・外出・一時帰宅を実施するなど、養育力の向上のための助言等を行っています。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		
A ㉗	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>通所については実施されていないため、本評価基準は非該当となります。</p>		